

仁淀川町 公共施設等総合管理計画 【概要版】

1. 公共施設等総合管理計画の策定について

公共施設等総合管理計画は、少子高齢化の進展と人口減少が加速する中、公共施設等を通じた公共サービスの提供と、財政に見合った公共施設等の維持管理及び更新を適正に実施し、持続可能な地域を住民とともに創っていくために策定するものです。

(1) 計画の背景と趣旨

(2) 計画の対象

- 公共建築物：町民文化施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、行政系施設、公営住宅など
- インフラ資産：道路、橋りょう、上下水道など

2. 公共施設等の現況、将来の見通し及び課題

(1) 公共施設等の現況

本町が保有する公共建築物（普通会計）の延床面積は85,946㎡で、住民一人当たり（5,963人：平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口）延床面積は14.41㎡です。これを全国の同規模自治体（人口1万人未満）の平均10.61㎡と比べると約1.4倍となっています。このうち、築30年以上の建物の延床面積は、過半数（約56%）を占め、老朽化の進展が伺えます。

本町が保有するインフラ資産について、橋りょうの総整備面積は14,201㎡、上水道の総整備延長は67,381mです。これらのインフラ資産についても、順次、設置年次と耐用年数に応じた更新時期を迎えます。

(2) 人口の見通し

本町の人口ビジョン（仁淀川町まち・ひと・しごと創生総合戦略）によると、本町の将来人口は、2060年（平成72年）に約2,630人と見えています。

また、本計画の計画期間である約30年先にあたる2045年（平成57年）の総人口は約3,150人となっており、2015年（平成27年）の約54%となることが想定されています。また、年齢構成別にみると税収を支える生産年齢人口についても約2,350人から約40%減の約1,410人となっています。

(3) 財政の状況

2015年度（平成27年度）の歳入は約89.6億円で、このうち自主財源である町税は約5.8億円で、その占める割合は約6%となっています。町税は、2011年（平成23年）以降の過去5年間は、約5.5億円から約5.8億円の範囲で推移しています。

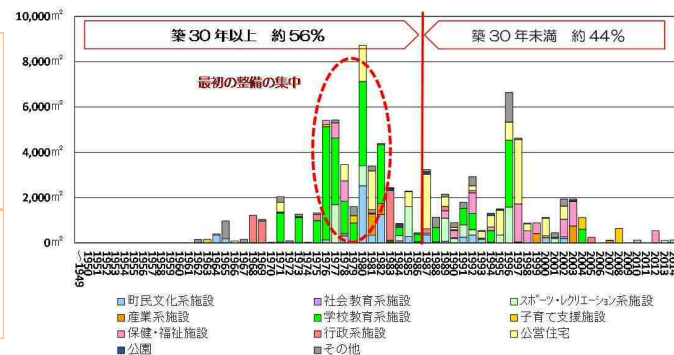
一方歳出は、約86.3億円で、このうち義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の合計は約30.0億円となり、歳出に占める割合は約35%となっています。

歳出のうち、人件費については合併後大きな変化が見られませんが、社会保障関係経費である扶助費は増加の傾向を示しており、今後の高齢化の状況を勘案すると高止まりとなることが推察されます。

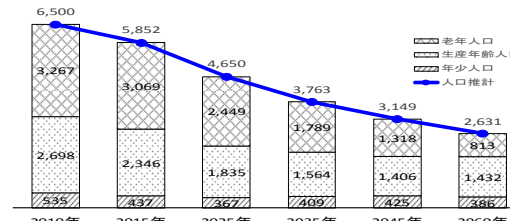
投資的経費については、2015年度（平成27年度）で約30.8億円、このうち公共建築物に係るものは約20.8億円となっています。

なお、2016年度（平成28年度）から2017年度（平成29年度）には、新庁舎の建築を進めています。

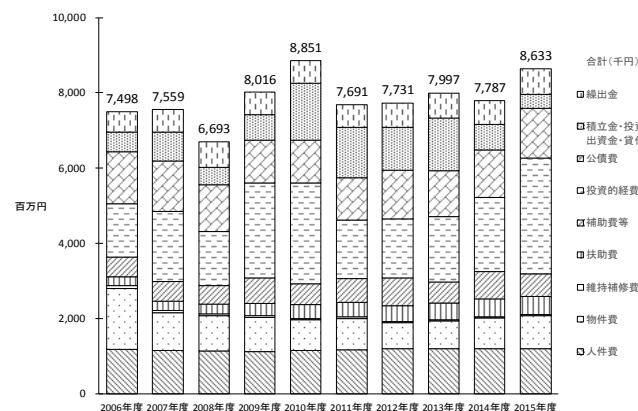
保有する建物の築年別整備状況



将来人口推計



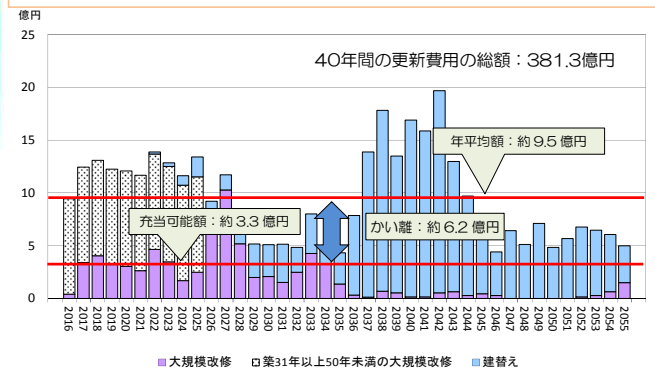
歳出決算額の推移（普通会計決算）



(4) 公共建築物の更新費用の推計

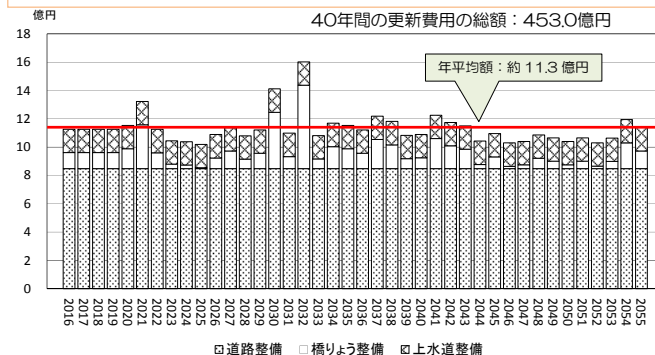
現在保有する公共建築物について、今後40年間（公共施設更新費用試算ソフトのシミュレーション期間）の更新費用の総額は約381.3億円で、年平均約9.5億円となります。

一方、過去10年間に於いて公共建築物の整備に要した投資的経費は年平均11.0億円ですが、今後の地方交付税の減額等を勘案すると充て可能な投資的経費については3.3億円程度と想定されており、将来必要となる改修費、更新費等を賄うために、総量の縮減をはじめ長寿命化対策や維持管理の効率化によるコスト削減等の施策を実施します。



(5) インフラ資産の更新費用の推計

インフラ資産の今後40年間の更新費用の総額は約453.0億円で、年平均約11.3億円となります。インフラ資産についても将来必要となる改修費、更新費等を賄うために、長寿命化対策や維持管理費の効率化によるコスト削減等の施策を実施します。



3. 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、本町における公共建築物整備の更新（築後60年を想定）が集中する時期である2045年（平成52年）頃までを視野に入れマネジメントすることとして、30年間と定めます。

- 計画期間：2017年度（平成29年度）～2046年度（平成58年度）

(2) 現況の問題点や課題に関する基本認識

本計画の課題は、少子高齢化の進展による人口減少問題などに伴う生産年齢人口の減少や地方交付税の削減等により財政が逼迫する中で、長期的な視点を持って、財政面と公共施設等を通じた安心・安全で利便性の高いサービスを両立させ、持続可能な地域を住民とともに創っていくことにあります。

(3) 公共施設等マネジメントの基本方針

- 基本方針1 総量縮減の推進
人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ、廃止や周辺施設との機能集約により施設総量の縮減を推進します。
- 基本方針2 長寿命化の推進
今後も活用していく公共施設等については、計画的な維持修繕を実施し、長寿命化を推進します。
- 基本方針3 多様な主体による施設サービスの提供
施設整備や管理における官民の役割分担の適正化を図り、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。
- 基本方針4 地方創生への施設の活用
本町の魅力を高め、町有建物の民間での利活用を検討し、働く場の確保による定住促進など、地方創生への有効活用に努めます。
- 基本方針5 将来的な住民ニーズへの対応
現在の住民ニーズを満たすとともに、将来的な住民ニーズの予測や政策適合性を加味し、長期的な施設のあり方に関する方向性を検討します。



(4) 目標の設定

公共建築物の目標は、財政的なかい離の解消とサービス水準の維持におき、次のような施策を展開して目標の達成状況を段階的にマネジメントします。

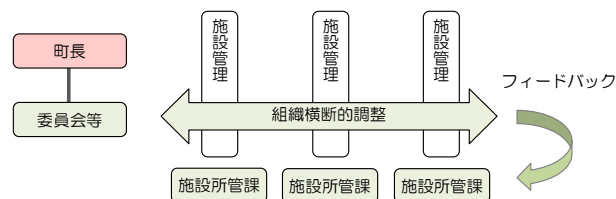
- 維持管理費及び更新費用の精度向上
- 公共施設等マネジメントの原則への取り組み
- 展開結果の財政面からの検証



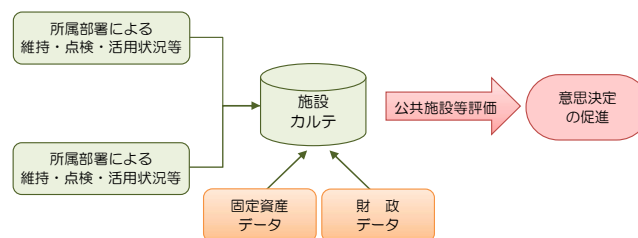
インフラ資産の目標は、「インフラ長寿命化基本計画：2013年（平成25年）11月29日策定」の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を定め、経費の縮減を図りながら持続可能なサービスの提供と安心・安全の確保を進めます。

(5) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画を個別計画へと展開していくにあたっては、庁内の連携・協力を緊密に図っていく必要があります。このような観点から、組織横断的な委員会組織等の検討を行います。



公共施設等のマネジメントを効果的に実施していくために、専任組織を中心に、施設の所管部署に散在するデータを施設カルテ等として一元管理し、固定資産データ及び財政データとも連携して全庁的な意思決定を促す仕組みを検討します。



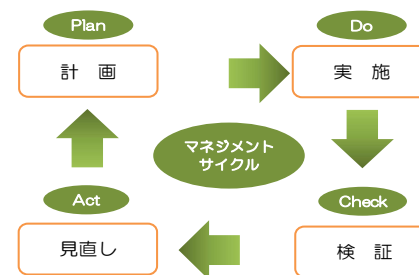
(6) 維持・運営の実施方針

本計画の実施展開においては、次の実施方針を定めてその適正化を図ります。

- 点検・診断等の実施方針
- 維持管理・修繕の実施方針
- 安全確保の実施方針
- 耐震化の実施方針
- 長寿命化の実施方針
- 統合や廃止の推進方針
- 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(7) フォローアップの実施方針

本計画の実施展開においては、次のようなマネジメントサイクルを形成し、住民との協働で公共施設等の総量縮減を含む再配置等を進めます。



4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 公共建築物について

今ある施設は、適切な点検・診断等及び耐震化を含む維持管理・修繕を実施し、大切に使用します。また、建替え時期が到来した段階では、その施設の評価（建物自体の状態、維持管理コスト、公共サービスの提供状況など）に基づき、機能・サービスの優先度や提供範囲を再確認し、施設の除却（廃止・解体等を含む）も含めた再編の実施を行います。

(2) インフラ資産について

インフラ資産のうち橋りょうについては、「橋梁長寿命化修繕計画（平成26年3月）を策定し、従来の対症療法型から、「損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う」予防保全型へ転換を図り、橋りょうの寿命を延ばすことによって将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性の確保を図ることに取り組んでいます。

上水道及び下水道（農業集落排水）については、公営企業経営戦略の策定を通じて収支見通しを明らかにし、施設の長寿命化を含む維持管理コストの縮減に取り組めます。